

「湯沢市生活応援商品券 2022 事業」取り扱い加盟店募集要項

◆概 要

この事業は、新型コロナウイルス感染症等の原因により原油価格や物価高騰に直面している市民を支援するため、全市民を対象に「湯沢市生活応援商品券 2022」を発行し、市民生活の負担を軽減することを目的とする。なお、商品券の発行は湯沢市で行い、商品券を取り扱う加盟店（以下：加盟店）の募集・換金に係る業務等は、湯沢商工会議所並びにゆざわ小町商工会で組織する「湯沢市商品券事業協議会」が湯沢市から委託されて行うものである。

名 称	湯沢市生活応援商品券 2022
発 行 総 額	2億1千万円（発行数：42,000セット）
1セットあたりの構成	額面総額5,000円（500円×10枚綴）
配 布 対 象	令和4年8月1日時点で湯沢市在住の方（外国人含む） ※8月1日以降に出生した子については、令和4年12月31日までに出生届が提出された子
配 布 数	市民1人：1セット
使 用 期 間	令和4年9月中旬から令和5年1月31日（火）まで
換 金	換金手数料は無料。加盟店への換金は毎月2回とし、当協議会が定めた日に加盟店が指定する口座へ振り込むものとする。 (休日又は休業日にあたる場合は、翌営業日) なお、 <u>換金請求最終締切日は令和5年2月8日（水）</u> とする。

(加盟店資格)	加盟店は、湯沢市内に事業所又は店舗を有するもので、次の事業者以外とする。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者。 (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者。
(加盟店債務)	加盟店は、商品券利用者の利便性や本事業の目的を考慮し、次に掲げる事項を順守しなければならない。 (1) 利用者が商品券で物品を購入し、またサービスの提供を受けようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱うものとする。 ただし、額面未満の利用については釣銭を出さないこととする。 (2) 加盟店であることを明示するため、当協議会で配布する店舗表示用ステッカー（特定事業者登録証明書）を常に見やすい場所に提示すること。 (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券や、再流通等の不正使用が明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに当協議会に通報すること。 (4) 商品券の換金には応じないこと。 (5) 商品券を受領した場合は、その時点において商品券の裏面に自らの事業所名を記入（横判の捺印でも可）し、商品券の再流通を防ぐものとする。 (6) その他、明らかに本事業の目的に反すると思われる行為が発生した場合は、速やかに当協議会に通報すること。
(加盟店登録)	加盟店登録を希望する事業所は、別に定める「利用店舗登録申込書」および「利用店舗同意書」に必要事項を記入し、当協議会まで申し込む。
(加盟店脱退)	加盟店を脱退する場合は、別に定める「登録加盟店脱退申出書」に必要事項を記載し、登録を行った商議所又は商工会に届け出るものとする。その場合、配布された店頭掲示用のステッカーを返還するものとする。
(取扱い上の留意点)	商品券は交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができるものとする。ただし、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。 (1) 不動産や金融商品 (2) たばこ (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
(その他)	本要項に定めのない事項については、協議会が別に定めるものとする。